

## 船舶事故調査報告書

令和元年5月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成30年8月25日 15時40分ごろ
発生場所	広島県 <sup>えたじま</sup> 江田島市 <sup>おきの</sup> 沖野島北方沖 鹿川港 <sup>かのかわ</sup> シーバース灯から真方位180° 1,400m付近 (概位 北緯34°09.9′ 東経132°26.0′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>エス ウェダ</sup> S.uedaは、後進中、船尾部の梯子から <sup>はしご</sup> 乗り込もうとした浮体の搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	平成30年11月29日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート S.ueda、6.4トン
船舶番号、船舶所有者等	270-48237広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 浮体搭乗者
負傷者	重傷 1人（浮体搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3～4、視界 良好 海象：波高 約0.6～1.0m、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、浮体搭乗者1人が乗った‘バナナボートと称する浮体’（以下「本件浮体」という。）を <sup>えい</sup> 航して遊走中、船長が、浮体搭乗者が落水したことに気づき、微速力で後進し、浮体搭乗者に接近したところ、船尾部の梯子から乗り込もうとした浮体搭乗者の両足がプロペラ翼に接触し、 <sup>たい</sup> 両下腿挫創を負った。 浮体搭乗者は、救命胴衣を着用していなかった。
分析	本船は、落水した浮体搭乗者を乗り込ませる際、船長が微速力後進にしてプロペラ翼を回転させた状態で浮体搭乗者に接近したことから、船尾部の梯子から乗り込もうとした浮体搭乗者の両足がプロペラ翼に接触し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、落水した浮体搭乗者を乗り込ませる際、船長が微速力後進にしてプロペラ翼を回転させた状態で浮体搭乗者に接近したため、船尾部の梯子から乗り込もうとした浮体搭乗者の両足がプロペラ翼に接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・プレジャーボートの船長は、船尾部の梯子から浮体搭乗者を乗り込ませる際、主機を停止してプロペラが回転していないことを確

	<p>認した上、プロペラから離れた場所から乗り込ませること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・浮体の搭乗者は、救命胴衣を着用すること。</li></ul>
--	--